

「上野三碑を考える」

群馬県立女子大学 北川 和 秀

1. 上野三碑は国の特別史跡

* 国指定の史跡は一七七三件（平成二十九年二月一日現在）。

そのうち、群馬県内の史跡は四七件。

* 国指定の史跡のうち、特に重要なものは特別史跡に指定されている。

特別史跡は全国でわずかに六一件のみである（平成二十九年二月一日現在）。

そのうち、群馬県内の特別史跡は三件。それが上野三碑。

* 特別史跡にはたとえば次のようなものがある。

五稜郭跡（北海道）、三内丸山遺跡（青森県）、中尊寺境内（岩手県）、
金井沢碑（群馬県）、**山上碑および古墳**（群馬県）、**多胡碑**（群馬県）、
江戸城跡（東京都）、登呂遺跡（静岡県）、名古屋城跡（愛知県）、
安土城跡（滋賀県）、彦根城跡（滋賀県）、慈照寺（銀閣寺）庭園（京都府）、
鹿苑寺（金閣寺）庭園（京都府）、大阪城跡（大阪府）、姫路城跡（兵庫県）、
キトラ古墳（奈良県）、高松塚古墳（奈良県）、石舞台古墳（奈良県）、
藤原宮跡（奈良県）、平城宮跡（奈良県）、厳島（広島県）、大宰府跡（福岡県）、
吉野ヶ里遺跡（佐賀県）、熊本城跡（熊本県）

* 日本に現存する七〇八世紀の石碑は一四基。そのうちの三基が上野三碑。

2. 山ノ上碑



所在地：高崎市山名町

年代……天武十年（六八一）

材質……自然石輝石安山岩

寸法……高さ 一二〇 cm

幅 五〇 cm

厚さ 五〇 cm



【釈文】

辛巳歳集月三日記
佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此
新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児
長利僧母為記定文也 放光寺僧

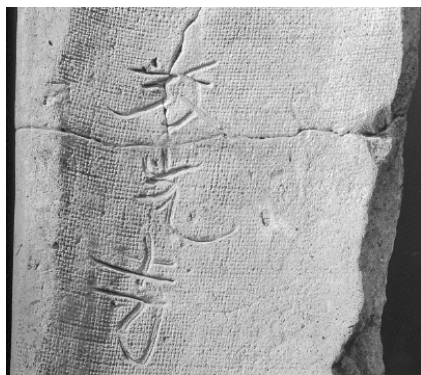
【訓読文】

辛巳かのとみの歳集月三日記す。
佐野みやけの三家と定め賜ひし健守たけもりのみこと命の孫黒壳くろめ刀とじ自、此れ新川臣の児斯しただ多々みのすくね弥足尼の孫大児臣に娶ひて生める児、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光寺の僧なり。

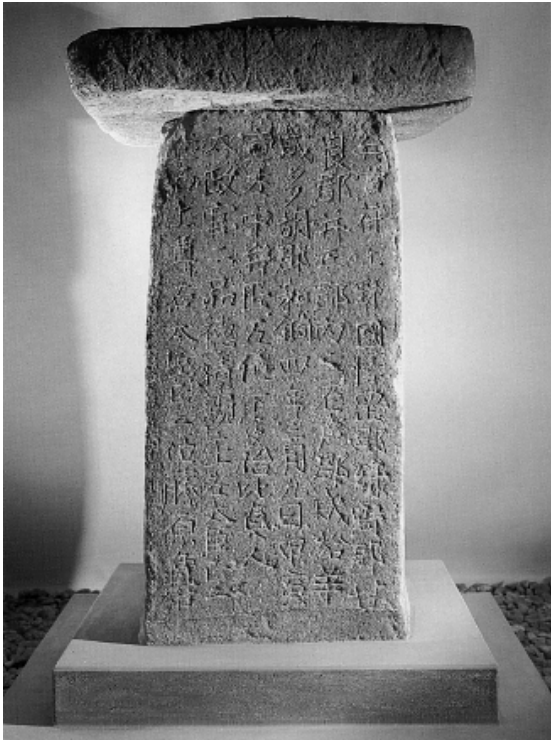
健守命 — ○ — 黒壳刀自

長利僧

新川臣 — 斯多々弥足尼 — ○ — 大児臣

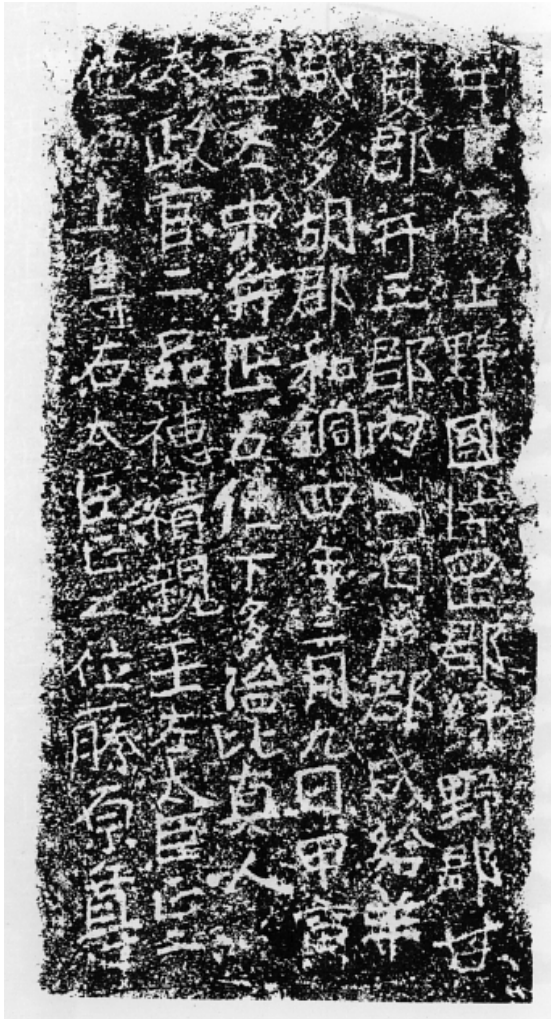


3. 多胡碑



所在地…高崎市吉井町池
年代…和銅四年（七一一）
材質…牛臥砂岩
寸法…（碑身）

高さ	一二五・五 cm
上幅	六〇 cm
下幅	六三 cm
（笠石）	
高さ	二五・五 cm
軒幅	八八・五 cm



【釈文】

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

【訓読文】

弁官の符に、「上野国片岡郡、緑野郡、甘良郡、
并せて三郡の内三百戸を郡と成し、羊に給ひて、
多胡郡と成す」とあり。和銅四年三月九日甲寅の
宣なり。左中弁正五位下多治比真人、太政官二品
穂積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤
原尊なり。

○参考 1

①上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割きて、別に多胡郡を置く。
(続日本紀 和銅四・三・六) 二二

② 多胡郡

山宗 也末奈

織裳 於利毛

辛科 加良之奈

大家

武美

浮囚

八田

(二十卷本『倭名類聚抄』卷七から)

多胡郡 山字 也末奈 織裳 於利毛 辛科 加良之奈 大家
武美 八田

(高山寺本和名抄)

*吉井町黒熊の奈良時代の寺院跡とされる遺跡からは「山字乙稻目」という文字のある瓦が出土している。

③合食封式佰戸 永年者在四国

播磨国揖保郡林田郷五十戸

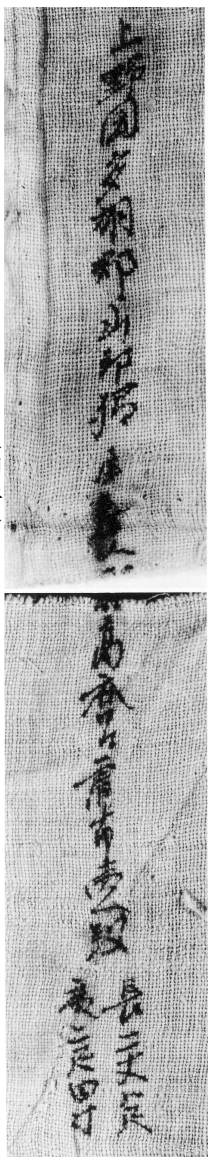
但馬国朝来郡枚田郷五十戸

相摸国足下郡倭戸郷五十戸

上野国多胡郡山部郷五十戸

(法隆寺伽藍縁起并流記資財帳。天平十九年)ただし写本

④



(切断)

上野国多胡郡山那郷戸主秦人

長二丈八尺
広二尺四寸

(正倉院宝物措布屏風袋)



(同 拡大図)

⑤ 臣子の礼は必ず君の諱^{いみな}を避く。このごろ、先帝の御名及び朕の諱、公私触れ犯す。なほ聞くに忍びず。今より以後、宜しく並びに改め避くべし」とのたまふ。是において、姓の白髪部^{しらかべ}を改めて真髪部^{まかべ}となし、山部^{やまのべ}を山となす。

(続日本紀 延暦四・五・三) 《光仁天皇の名が白壁、桓武天皇の名が山部》

○参考2

・上野国に在る新羅人子午足等一百九十三人に姓を吉井連^{よしみのむらじ}と賜ふ。

(続日本紀 天平神護二・五・八) 766

○参考3 (石上尊、藤原尊について)

① 天地の中に一物^{ひとつのもの}生れり。状葦牙^{かたちあしかび}の如し。便^{すなは}ち神と化^な為る。国常立尊^{くにのとこたちのみこと}と号^{なう}す。至りて貴きをば尊と曰ふ。自^{これよりあまり}餘をば命と曰ふ。並に美^み牟^{こと}等と訓^{しも}ふ。下^{しも}皆^{これ}此^{なら}に效^{なり}へ。

(『日本書紀』卷一)

② 謹白

進上鳥等

右件物、以月廿一日可用者、乞照此趣、不論昼夜、佐官高屋宅、仍具状、

謹白、

一進上鴨二翼直一百卅文

右御料買求、進上如件、

(天平宝字) 七年二月廿日上馬養状

謹上 吉成尊侍者

(上馬養状〈正倉院文書〉) 763

4. 金井沢碑



所在地：高崎市山名町
年代：…神龜三年（七二六）
材質：…自然石輝石安山岩
寸法：…高さ 一一〇 cm

幅 七〇 cm
厚さ 六五 cm



【釈文】

上野国群馬郡下賛郷高田里
三家子孫為七世父母現在父母
現在侍家刀自池田君目頼刀自又児加
那刀自孫物部君午足次馮刀自次乙馮
刀自合六口又知識所結人三家毛人
次知万呂鍛師礬部君身麻呂合三口
如是知識結而天地誓願仕奉
石文

神龜三年丙寅二月廿九日

【訓読文】

上野国群馬郡下賛郷高田里の三家の子孫、七
世の父母・現在の父母の為に、現在侍る家
刀自、池田君目頼刀自、又児加那刀自、孫物
部君午足、次に馮刀自、次に乙馮刀自、合
せて六口、又知識に結べる人、三家毛人、次
に知万呂、鍛師礬部君身麻呂、合せて三口、
如是知識に結びて天地に誓み願ひ仕へ奉る
石文。

神龜三年丙寅二月廿九日

○参考1（氏族について）

①上野国甘楽郡の人かむら中衛物部ちゅうゑぶつ蛭淵むすみのら五人に姓を物部公と賜ふ。

（続日本紀 天平神護元・一一・一）765

②上野国甘楽郡の人外大初位下ぜのだいそ礪部いそべ牛麻呂うまろら四人に姓を物部公と賜ふ。

（続日本紀 天平神護二・五・二〇）766

○参考2（「下賛」について）

*大宝四年（七〇四）頃に国名の漢字二文字化が行われた。

・近淡海↓近江、遠淡海↓遠江、上毛野↓上野、下毛野↓下野、无耶志↓武蔵、倭↓大倭、嶋↓志麻・志摩、木↓紀伊、栗↓阿波など

*それに遅れて、和銅四年（七一）頃に郡里名の漢字二文字化の指示も出された。こちらには数も多く、時間が掛かったようで、神龜三年（七二六）には、二文字化を促す通達も出ている。

①凡そ諸国部内の郡里等の名は、並に二字を用ゐ、必ず嘉き名を取れ。

（延喜式 民部上）

②制すらく。畿内七道諸国郡郷名は、好き字を着けしむ。

（続日本紀 和銅六・五・二）713

③其の郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて、改めぬ。

（出雲国風土記 総記）

（出雲国風土記 意宇郡）

（出雲国風土記 飯石郡）など

・拝志はやしの郷 本の字は林なり。
・飯石いひしの郷 本の字は伊鼻志いひしなり。

○参考3（「知識」について）

①菩薩の大願おこを發して、盧舍那るしやなぶつ仏の金銅像一軀を造り奉る。国の銅を尽して象かたちを鎔い、大山を削りて堂を構へ、広く法界に及して朕わが智識とす。……この富と勢とを以てこの尊き像を造らむ。事成り易く、心至り難し。……是の故に智識ちしきに預かる者は懇ひとに至れる誠を發し、各介おほきなる福さきはひを招きて、日毎に三たび盧舍那ろしやなぶつ仏を拜をろがむべし。

（続日本紀 天平一五・一〇・一五）743

②河内国の人外大初位下河俣連人麻呂は錢一千貫、越中国の人无位礪波臣志留志は米三千碩を盧舍那ろしやなぶつ仏の知識ちしきに奉る。並に外従五位下を授く。

（続日本紀 天平一九・九・二）747

③上野国碓氷郡の人外従七位上石上部君諸弟、尾張国山田郡の人外従七位下生江臣安久多、伊予国宇和郡の人外大初位下凡直鎌足等、各当国の国分寺に知識ちしきの物を献る。並に外従五位下を授く。

（続日本紀 天平勝宝元・五・一五）749

○参考4（「誓願」について）

①池辺の大宮に天下治らしめし天皇、大御身おほみみ勞みき賜ふ。時に、歳次丙午の年なり。大玉天皇と太子とを召して、誓願ちがんしたまひしく「我が大御病やまひ、大平たいへいぎなむと欲おもほします故に、まさに寺を造り薬師の像を作り仕へ奉らむ」と詔りたまひき。……

（法隆寺金堂薬師如来像光背銘（推古十五年銘））607

②天皇、皇太子・大臣及び諸王・諸臣に詔して、共に同じく誓願ふことを發て、始めて銅・繡の丈六の仏像、各一軀を造る。

③皇后、体不予したまふ。則ち皇后の為に誓願ひて、初めて薬師寺を興つ。

(日本書紀 推古一三・四・一) 605

(日本書紀 天武九・一一・一二) 680

西 暦		年 号		天 皇	執 政	事 項
六四四	六四五	大 化 元	三 二 元	孝 德	中大兄皇子	大化改新
六四六	六四七					
六七二	六七三	天 武 元	二 三 元	天 武		壬申の乱。飛鳥浄御原宮に遷都
六七四	六七五					
六七六	六七七	朱 鳥 統 元	一 二 元			八色の姓を制定
六七八	六七九					
六八〇	六八一	持 統 元	二 三 元			天武天皇没
六八二	六八三					
六八四	六八五	持 統 元	三 四 元			藤原宮に遷都
六八六	六八七					
六八八	六八九	文 武 一	四 五 元	持 統	高市皇子	
六九〇	六九一					
六九二	六九三	文 武 二	五 六 元		多治比島	
六九四	六九五					
六九六	六九七	文 武 二	六 七 元			
六九八	六九九					

七二六	七二五	七二四	七二三	七二二	七二一	七二〇	七一九	七一八	七一七	七一六	七一五	七一四	七一三	七一二	七一一	七一〇	七〇九	七〇八	七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七〇二	七〇一	七〇〇	六九九		
神 亀						養 老			靈 亀						和 銅			慶 雲						大 宝					
三	二	元	七	六	五	四	三	二	元	二	元	七	六	五	四	三	二	元	四	三	二	元	三	二	元	四	三		
元 正										元 明																			
長屋王					藤原 不比等										石上 麻呂														
【金井沢碑】郷名二 字化推進の民部省口宣					養老律令成立					平城京に遷都 【多胡碑】この頃、郡里名も二 字化の命令 古事記撰進 風土記撰進の詔					この頃、国名を漢字二 字化 大宝律令を制定 大宝律令を施行														
太安麻呂没					日本書紀撰進																								